

川越市教育委員会第3回定例会会議録

- 1 会議の場所 川越市教育委員会 教育委員会室
- 2 開 会 令和元年6月28日 午後3時
- 3 閉 会 令和元年6月28日 午後4時30分
- 4 教育長並びに出席した委員 新保正俊、梶川牧子、黒田弘美、嶋野道弘
- 5 欠席委員 長谷川 均
- 6 教育長の職務を行った者 教育長新保正俊
- 7 説明のため出席した者 教育総務部長中沢雅生、学校教育部長中野浩義、教育総務部副部長兼教育財務課長松本和弘、学校教育部副部長兼教育指導課長内野博紀、教育総務部参事兼中央公民館長久津間義雄、学校教育部参事兼学校管理課長梶田英司、学校教育部参事兼教育センター所長横山敦子、教育総務課長若林昭彦、地域教育支援課長福井康司、文化財保護課長田中敦子、中央図書館長鳥海睦美、博物館長大澤 健、学校給食課長鈴木勝行、市立川越高等学校事務長松本陽介、都市計画部都市景観課長福釜周二

8 前回会議録の承認

平成30年度第15回定例会会議録及び平成31年度第1回定例会会議録を承認した。なお、令和元年度第2回定例会会議録については、現在、調整中であり、次回会議において承認することになった。

9 議題及び議事の概要

日程第1議案第10号 川越市伝統的建造物群保存地区保存審議会委員を委嘱することについて

(非公開)

日程第2議案第11号 教育委員会の決裁権限を教育長が臨時に代理したことの承認を求めることについて

参事兼学校管理課長

川越市立高等学校管理規則の一部改正については、令和元年6月から市全体において職員の旧姓等の使用について対応を開始する予定であったことから、施行日である令和元年6月1日までの期間が短く教育委員会会議を招集するいとまがなかったため、川越市教育委員会事務委任規則第4条の規定に基づき教育長が臨時に代理したことについて、同規則第5条の規定により教育委員会の承認を求めるものである。

委員

職員の旧姓使用を認めるにあたり、管理担当の職員の服務等について同規則に定め、規定の整備を行ったとのことであるが、市立川越高等学校の教員については、

旧姓使用が認められているのか伺いたい。

参事兼学校管理課長

同校の教員については、埼玉県の教員の例により、既に旧姓使用が認められている。

委員

「管理担当の職員に限る」としている理由について伺いたい。

参事兼学校管理課長

管理担当の職員は事務長をはじめとした、いわゆる市で採用された事務職員である。現行の同規則における「職員」は管理担当の職員が除かれているため、新たに条文を設け、旧姓使用も含め、管理担当の職員の服務についても同規則で定めるもののほか教育委員会事務局の例によると定めることにより、規定の整備を行ったものである。

(全員異議なく原案どおり決定)

日程第3議案第12号 川越市社会教育委員を委嘱することについて

(非公開)

日程第4議案第13号 川越市幼児教育振興審議会委員を委嘱することについて

(非公開)

日程第5議案第14号 教育委員会の決裁権限を教育長が臨時に代理したことの承認を求めることについて

博物館長

健康増進法の一部改正に伴い、川越市立博物館条例施行規則を改正する必要性が生じたが、同法の施行日である令和元年7月1日まで期間が短く、教育委員会会議を招集するいとまがなかったため、川越市教育委員会事務委任規則第4条の規定に基づき教育長が臨時に代理したことについて、同規則第5条の規定により教育委員会の承認を求めるものである。

委員

図書館や公民館においてはどのような状況であるのか確認したい。

教育総務課長

図書館や公民館も同様に敷地内禁煙となったものである。博物館の場合は入館者の遵守事項として「所定の場所以外において喫煙し」と、一部で喫煙できる規定となっているため、その部分の改正が必要となったものである。図書館や公民館は規則等にそのような規定そのものがないため、健康増進法の規定がそのまま適用される。

委員

改正案の「館内において喫煙しないこと」の規定は、館外であれば喫煙ができるような印象を受けるが、問題はないのか確認したい。

博物館長

館外については、健康増進法の敷地内禁煙が適用されるため、問題はないと認識している。

委員

館内と館外の考え方について確認したい。

博物館長

有料の施設であるため、建物内に入ればそこは館内であり、建物の外側、つまり料金を払わなくてもいられる庭などの部分は館外であると捉えている。

(全員異議なく原案どおり決定)

10 報告事項

(1) 川越市教育委員会の活動の点検評価懇話会委員の選任について

教育総務課長

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、「教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。」とされている。また、同条第2項の規定により、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用が義務付けられていることから、「川越市教育委員会の活動の点検評価懇話会」を設置し、委員の選任を行っているものである。今年度の委員については、大野政己氏、岡田研児氏、島田祐氏、眞下英二氏の4名であり、大野氏、島田氏、眞下氏においては、昨年引き続き依頼しようとするものである。

今後のスケジュールは、点検評価懇話会を7月初旬から中旬にかけて2回開催し、点検・評価の内容に関して頂いた各委員からの意見を付した素案について、8月の教育委員会定例会での議案審議を経て、令和元年川越市議会定例会（9月議会）に報告書を提出した後、公表する予定である。

委員

公表する際、懇話会委員の意見等についても公表されるのか確認したい。

教育総務課長

懇話会においては、第2次川越市教育振興基本計画における施策の柱ごとに委員から意見等を述べてもらっている。教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書については、施策の柱ごとに「学識経験者意見等」の欄を設けており、委員の意見があればそこに記載するため、市民等が確認できるようになっている。

(2) 図書館管理運営業務の今後の方向性について

中央図書館長

図書館管理運営業務については、平成29年3月に策定された「川越市民間委託

等推進計画」の対象業務として位置付けられたことから、平成29年度に庁内検討会議を設置し、計8回の会議を開催し、方向性を検討してきたところである。検討の結果、当該業務については指定管理者制度を導入し、川越駅東口図書館と高階図書館の2館において実施する方向で進めていくこととした。今後は川越市立図書館協議会への説明、条例改正、指定管理者選定委員会の開催等、令和3年4月の指定管理開始に向け、準備を進めていく予定であるが、川越駅東口図書館のある複合施設「クラッセ川越」は施設全体の改修を検討しているため、指定管理者制度の導入時期が変更になる場合がある。

委員

指定管理者制度の導入により、どの程度の経費削減を見込んでいるのか伺いたい。

中央図書館長

平成30年度に試算したところでは、現在の人員を単純に削減すると2館でおよそ3,800万円の削減となる。ただし、2館の業務の一部が中央図書館や西図書館に移行することを考慮した場合は、およそ2,400万円の削減となる。

委員

指定管理者が入ると、その2館に配置されている市職員はほかの部署に異動するというのか確認したい。

中央図書館長

現在、川越駅東口図書館に8名、高階図書館に8名の職員が配置されている。司書採用の職員はおそらく中央図書館か西図書館に異動になると考える。事務職員であれば他の所属へ異動となる。

委員

指定管理者が選定されるまでの流れについて伺いたい。

中央図書館長

今年度中に指定管理者制度に係る条例改正を行う。来年度はまず、公募、非公募及び募集要項の決定を選定委員会で行い、公募となった場合、指定管理者を募集、候補者説明会等を行い、調査部会、選定委員会等の審議を経て、指定管理者候補者を選定する。その後本市議会に上程し、議決が得られれば決定となる。令和3年3月に協定書を締結した後、4月からの指定管理開始となる。

ただし、川越駅東口図書館については施設改修を検討しているため、改修工事が終わり次第、指定管理に移行したい考えである。

委員

指定管理者制度への移行に伴い、職がなくなってしまう、臨時職員のような立場の職員はいるのか確認したい。

教育総務部長

育児休業中など正規職員の代替で配置されている臨時職員はいるが、川越駅東口

図書館、高階図書館において雇用している臨時職員はいない。

委員

図書館管理運営業務の民間委託等について、庁内検討会議において検討した際、デメリットなどは挙がらなかったのか伺いたい。

中央図書館長

検討の経過において、4館の図書館全てを民間委託等とすると、本市の図書館として一体性が保たれないのではないかという意見があった。結果として2館を指定管理者制度に移行する方向で進めることとなったが、制度が変わることによりデメリットと捉えられる部分もあるが、中央図書館が調整・統括していきたいと考えている。

教育長

市民サービスの向上という視点において指定管理者制度は有効であるといわれる。よく検討して取り組んでもらいたい。

(3) 市内中学校元生徒らによる損害賠償請求事件の経過について

(非公開)

(4) 川越市立特別支援学校の令和2年度生徒募集について

参事兼教育センター所長

令和2年度川越市立特別支援学校生徒募集については、募集人員を高等部16名、入学選考期日を令和2年1月10日とし、近隣の埼玉県立特別支援学校等の選考日を考慮した日程になっており、受験者数の確保を図ろうとするものである。なお、募集内容について、昨年度からの変更点は特にない。

教育長

同校を第1希望とした場合、必ず入学しなければならないのか確認したい。

参事兼教育センター所長

入学許可候補者は、指定期日までに「入学届」を提出することとなっている。期間内に「入学届」の提出がない場合は辞退したものとしている。

教育長

近年、そのような者はいたのか確認したい。

参事兼教育センター所長

近年では事例がない。入学許可候補者となった者が全て入学している。

委員

辞退者が出た場合、繰り上げで入学許可候補者を出すのか確認したい。

参事兼教育センター所長

辞退者が出た場合は、募集人数の範囲内で追加募集を行うことと規定されている。

委員

追加募集となった場合、最初の選考に漏れた者が再度応募することは可能である

か確認したい。

参事兼教育センター所長

再応募は可能であると認識している。

委員

追加募集や再応募については保護者等からの問い合わせがあると考え。明確に答えられるようにする必要がある。

教育長

同校にも確認し、保護者等の問い合わせに対し、説明できるようにしてもらいたい。

(4) 令和2年度以降における市立小・中学校の年間授業日数について

参事兼学校管理課長

市立小・中学校の年間授業日数を見直すこととなった背景について3点を挙げる。1点目は、令和2年度から小学校における次期学習指導要領の全面実施に伴い、第3学年から第6学年の授業時間数が年間35時間増加することである。2点目は、中学校第3学年における授業時間の確保について余裕のない状況であること、3点目は、普通教室へのエアコン導入により、気温が高い時期においても授業を行える環境が一定程度整えられたことである。

見直しの具体的な内容であるが、現行の夏季休業日のうち4日間を授業日とするものである。併せて、小・中学校において振替を行わずに土曜日等に授業を実施する場合は現行どおり、原則として年間3回までとする。

授業日とする4日間については、1学期終業式を2日延ばして7月22日までとし、2学期始業式を2日早め、8月30日とする。これに伴い給食は、1学期は始業式及び入学式の2日後の4月10日から終業式の3日前である7月19日まで、2学期は9月1日から終業式の3日前である12月21日まで、3学期は1月9日から修了式の3日前である3月23日までとする計画である。

年間授業日数を見直すことの効果として、授業日数の増加によりゆとりをもって1年間の教育活動計画が立てられること、授業時間数も増えるため、知識・技能の内容によっては単元の授業時間数を増やすなどの対応が可能となることなどが考えられる。

今後のスケジュールとしては、パブリックコメントを経て、学校管理規則の一部改正に取り組んでいく。

委員

給食の年間の提供日数について確認したい。今回の年間授業日数の見直しに伴い、給食の回数は増えるのか、増えることによる給食費の値上げはないのか、併せて確認したい。

学校給食課長

給食の提供日数は祝日等により、年度によって異なる。平成30年度は188日、今年度は186日である。平成27年度に給食費の値上げを実施した際、試算に用いた給食の提供日数は190日であり、その後もこの日数を用いて積算しているところである。今回の年間授業日数の見直しに伴う給食の提供日数は190日を上回ることがないため、見直しに伴う給食費の値上げは考えていない。

委員

小学校は単純に外国語の35時間が増加する。これは社会の変化、社会的要請により学習指導要領が改定となり、対応せざるを得ない事項である。その時間数を確保するためには授業日数の見直しが必要であると明確に説明すべきである。エアコンの導入についても、学習環境が一定程度整備されたという、年間授業日数見直しの「背景」であり、その学習環境を生かせるという「効果」でもある。受け身ではなく、もっと積極的に市民に説明していく必要があると考える。

教育長

今後、パブリックコメントを実施するにあたり、疑問の残る表記が何点か見られるため、文言等含めて再度検討してもらいたい。

11 その他

- (1) 議事に先立ち教育長から、議案第10号及び議案第12号及び議案第13号は人事に関する情報に、報告事項は個人に関する情報であることから、これらの審議に係る会議を公開しないこととする動議が提出され、全出席委員がこの動議に賛成し、当該審議については非公開として取扱うことに決定した。
- (2) 議案第10号の関係者として、都市計画部都市景観課長の出席について各委員が承認し出席が認められた。
- (3) 会議録署名委員として、梶川教育長職務代理者、黒田委員が指名された。
- (4) 次回教育委員会は、令和元年7月25日（木）午後2時開催に決定した。